

諮問番号：諮問第 28 号

答申番号：答申第 28 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県障害者更生相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「施行令」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。事故に遭って 26 年、右脚切断 2 分の 1 以上、左脚は何度も手術して今まで頑張ってきたが、年月とともに体も老いていき、左脚が思うように動かなくなっている。車椅子で移動しているが、買い物もできない状態である。日常生活が不便で著しい制約があるにもかかわらず、障害等級 3 級と認定した本件処分は認められない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の障害等級を 3 級と判断したことに違法又は不当な点はないかということにある。

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第 5 号に基づいて等級を決定して行う仕組みとなっており、施行令第 10 条では、手帳の交付を受けたときに比較

してその障害程度に重大な変化が生じた者等は、手帳の再交付の申請ができることが定められている。

申請者の障害に係る判定に関しては、国から「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成 15 年 2 月 27 日障企発第 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義解釈」という。）等の通知が出されており、処分庁は、これらの通知を手帳交付申請に係る審査基準として定めているため、以下では、本件処分が法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人の障害のうち、右下肢については、大腿の 2 分の 1 以上を欠いており、施行規則別表第 5 号の下肢 3 級の項に該当するため、3 級と認められる。

左下肢の障害については、以下のとおりと認められる。

- (1) 各関節の重複障害ではなく、一下肢全体の障害である。
- (2) 診断書・意見書の動作・活動能力（以下「ADL」という。）欄の記載によれば、審査請求人は、4 級の基準の具体例のうち「1 Km 以上の歩行不能」及び「通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの」に該当するが、他の ADL 欄の記載は○（自立）が多く、また、疑義解釈の考え方によれば、ADL 欄の記載のみをもって、障害程度の判定の基礎とすることはできないことから、このことだけで 4 級と認定することはできない。
- (3) 診断書・意見書の関節稼動域（以下「ROM」という。）欄の検査結果をみると、ROM については 5 級の基準には該当しない。
- (4) 診断書・意見書の筋力テスト（以下「MMT」という。）欄を見ると、4 級相当、5 級相当及び 6 級相当の記載が混在している。
- (5) したがって、診断書・意見書の ADL、ROM 及び MMT 欄の記載から、審査請求人の左下肢の障害は、4 級から 6 級の間の状態である。

これに加え、医師によって構成される福岡県障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、その専門的知識に基づき審査した結果、審査請求人の障害程度を、5 級相当と判断している。

以上のことから、処分庁は、審査委員会からの意見聴取という慎重な手続を踏んだ

上で、審査請求人の障害の程度を総合的に判断し、左下肢の障害について5級相当と認定した。このことを誤りということとはできない。

また、手帳の交付に当たって、処分庁は右下肢の欠損障害（3級）と左下肢の機能障害（5級）を合わせて3級で交付しているが、この点について誤りは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年6月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付の前提となる障害の程度の判定に関して国が示している認定基準等の通知については、それ自体、法的拘束力を有するものではないが、多数の判定につき、その客観性と公平性を確保する観点から定められたものであり、これに準拠して判定をすることは合理的であるといえることができる。

また、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、審査委員会からの意見聴取という手続を踏んだ上で、法令、認定基準、疑義解釈等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付、反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子